

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に定めるもののほか、町の住民基本台帳の一部の写しの閲覧(以下「閲覧」という。)の事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求等)

第2条 閲覧の請求又は申出をしようとする者は、当該閲覧に当たって、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める書面により申請しなければならない。

(1) 法第11条第1項の規定による国又は地方公共団体の機関による閲覧の請求(犯罪捜査等のための請求の場合を除く。)の場合 住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求について(様式第1号)

(2) 法第11条第1項の規定による国又は地方公共団体の機関による閲覧の請求のうち犯罪捜査に関するものその他特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるもの場合 住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求について(様式第2号)

(3) 法第11条の2第1項の規定による個人又は法人の申出による閲覧の場合 住民基本台帳閲覧申出書(様式第3号)及び町長が適当と認める書類

2 前項第3号の町長が適当と認める書類は、原則として次に掲げるものとする。

(1) 法人登記及び事業所概要

(2) 大学の委員会又は学部長による証明書

(3) プライバシー保護に関する規約等

(4) 閲覧事項を、申出の際に明らかにした利用の目的以外に利用しないこと等を記載した誓約書(様式第4号)

(5) 閲覧の目的が客観的に明らかになる文書(訴状の写し、アンケートの見本等)

(6) その他町長が必要と認める書類

(居住関係の確認)

第3条 法第11条の2第1項第3号に規定するその他特別の事情による居住関係の確認として町長が定めるものは、次のとおりとする。

(1) マンション等の管理組合等による居住者の確認の場合で他に手段がないとき。

(2) 郵便物等の誤配に係る同一の住所に居住する者の確認

(3) その他町長が認めるもの

(閲覧の請求・申出に対する決定)

第4条 町長は、第2条の規定による申請があったときは、その可否について決定をし、請求又は申出をした者に通知するものとする。

(閲覧者の本人確認)

第5条 町長は、閲覧者が本人であることを確認する場合は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

(1) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令(昭和60年自治省令第28号。以下「住民票省令」という。)第2条第3項第1号に規定する個人番号カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書(本人の写真が貼付されたものに限る。)等の提示

(2) 住民票省令第2条第3項第2号の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出に係る閲覧者に関する照会書・回答書(様式第5号)及び年金手帳又は基礎年金番号通知書、年金証書その他本人であることを確認できる書類として町長が認めたものの提出

(閲覧の方法)

第6条 閲覧については、当該閲覧が請求事由の範囲を超えて行われないう職員を立ち合わせる等適切な措置を講ずるものとする。

2 前項の閲覧は、読み取り又は筆記により行うものとする。

3 1の閲覧において閲覧できる人数は、2人までとする。

(閲覧の拒否)

第7条 閲覧の請求等があった場合又は閲覧時において、法に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該請求に応じないものとする。

(1) 天災等により住民基本台帳の一部が亡失し、又はき損し、若しくは汚損したとき。

(2) 本要綱の規定に反したとき。

(3) 個人情報侵害又は差別的な事象につながるおそれがあるとき。

(4) 他の執務に支障があるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、当該請求を拒むに足りる相当な理由があるとき。

(閲覧時に使用を禁止する機器)

第8条 閲覧者は、閲覧をするときは、次の各号に掲げる機器を用いてはならない。

(1) パーソナルコンピュータ、ワードプロセッサ、電子複写機その他の電子機器

(2) 写真機及びこれに類するものとして町長が不相当と認めるもの

(閲覧を制限する期間及び日)

第9条 閲覧を制限する期間及び日は、毎年2月から5月まで並びに毎週月曜日及び金曜日とする。ただし、町長が認めるときは、この限りでない。

(閲覧時間)

第10条 閲覧をすることができる時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分までとする。

(公表)

第11条 住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項の規定による閲覧状況の公表は、西原町住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況(様式第6号)により年1回行うものとする。

2 前項の公表は、告示又は西原町のホームページへの掲載により行うものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(西原町住民基本台帳の一部の写しの閲覧等に関する事務取扱要綱の廃止)

2 西原町住民基本台帳の一部の写しの閲覧等に関する事務取扱要綱(昭和61年西原町要綱第4号)は、廃止する。

附 則(平成19年要綱第12号)

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成28年要綱第8号)抄

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(西原町住民基本台帳の閲覧に関する事務取扱要綱の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の西原町住民基本台帳の閲覧に関する事務取扱要綱第5条第1号の規定は、個人番号カードの交付を受けた者について適用し、個人番号カードの交付を受けていない者については、なお従前の例による。

附 則(令和5年告示第50号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和6年告示第97号)抄

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。